

ペットのふん害等防止プレート交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ペットの飼い主にマナーの遵守を呼びかけることで、快適な生活環境づくりを推進するため、ペットのふん害等で困っている地域を対象にペットのふん害等防止プレート（以下「プレート」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 プレートの設置場所については、現在ペットのふん害等で困っている、またその恐れがある公共的な場所で、次に掲げる場所とする。

- (1) 公園・広場
- (2) 街路樹の付近・通学路等
- (3) 学校・公民館など公共的施設の敷地
- (4) その他市長が必要と認める場所

(設置の申請)

第3条 プレートの設置を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域住民の代表者及び公共施設の長でなければならない。また申請者は、交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入して、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 設置予定場所の写真（遠・近 各1枚）
- (3) 土地所有者の承認書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(設置管理者)

第4条 申請者は、交付申請書に設置管理者を明記して、自主的な管理が可能であることを確認し、プレートの設置にあたらなくてはならない。

2 設置管理者は、プレートの維持管理に努め、美観を損ねたり交通の障害とならないなどトラブルを防ぐよう配慮しなければならない。

(交付の決定)

第5条 第3条及び第7条の規定による申請があった場合、市長はその内容を審査し、プレートを設置すべきであるとしたときは、交付決定書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によるプレートの交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(設置の報告)

第6条 設置管理者はプレートの交付後、速やかに設置し、設置報告書（様式第3号）を1か月以内に提出しなければならない。市長は、現地調査を行い、設置状況に不備がある時は、設置管理者に改善を求めることができる。

(再交付)

第7条 プレーットの劣化等で再交付が必要な時は、再交付申請書（様式第4号）に必要な事項を記入して、第3条に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めがあるものを除くほか、必要な事項が生じた場合はその都度検して定める。

附 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。